

## 農協の合併・組織再編と地域の生存権

全農協労連・書記次長 星野慧

### 1. 農協とはどんな組織か

- …組合員の要求に基づいて事業をおこなう、自主自立の組織
- …しかし、戦後の農業政策・農村政策の遂行役として、農業・食料政策などの行政の任務を肩代わりし、農村地域だけでなく、食料供給など国民の根源的な「生存権」を保障する役割を担う
- …政府・財界からは、「農協は金融や共済事業ではなく、本業である農業に力を入れろ」などという間違った認識による農協バッシング、あるいは「農産物価格の価格が低いのは農協の努力が足りない」という政治の責任を放棄して農協に責任転嫁する論調がある（農協法が全く理解されていない）
- …戦前の産業組合が販売・購買・利用・信用の4種兼営でスタートしたように、協同組合の「本業」とは組合員の営農とくらしを守るあらゆる事業
- …今も地域で人間が暮らしていくために、信用事業を含む農協の総合事業の役割は大きい

法人の根拠法	農業協同組合法
監督官庁	農林水産省（所管は経営局・協同組織課）
法人の性格	一定の資格要件を満たす組合員の自主的な相互扶助組織 1 組合員 1 票／加入脱退の自由（脱退時は出資金払戻）／剰余金の配分は、利用高配当を基本（出資配当は一定率以内に制限）
事業の利用者	組合員が利用とすることが基本（員外利用規制あり）
事業の範囲	農協法に定める事業（組合員が利用する事業）の範囲で定款で定める  【農協法抜粋】 第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 一 組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。次項及び第四項並びに第十一条の五十第三項を除き、以下この節において同じ。）のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導 二 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け 三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ 四 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給 五 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置 六 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設 七 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理 八 組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売 九 農村工業に関する施設 十 共済に関する施設 十一 医療に関する施設 十二 老人の福祉に関する施設 十三 農村の生活及び文化の改善に関する施設 十四 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結 十五 前各号の事業に附帯する事業
法人税率	19.0%
その他特徴	共同行為は独占禁止法の適用除外



## 「第45回JA岩手県大会議案（2018.11.22）より

### 2. 経営目標

経営健全性の維持・向上をはかるため、以下のとおり県下共通目標値を設定する。

#### (1) 財務目標

項目	目標値
①ストレステスト後の自己資本比率	10%以上
②不良債権比率	3%以内
③事業管理費比率	95%以内
④販売品販売高	平成27年度（2016年度）末実績以上

➤共通目標値を下回るJAに対して、中央会・連合会が個別支援を実施する。

#### (2) 場所別部門別損益管理における目標設定について

各事業等	場所別部門別損益管理における目標
①信用・共済事業	・信用・共済の各事業は、店舗別で純損益段階での収支均衡
②生活その他事業	・生活指導事業・賃貸を除き、事業部門別に共通管理費配賦後事業利益段階で収支均衡 ・介護福祉事業は、共通管理費配賦前事業利益段階での収支均衡
③農業関連事業	・営農指導事業を加え米穀・園芸特産・畜産部門に集約し、共通管理費配賦前事業利益段階で収支均衡 ・農業関連事業全体の純損益段階（共通管理費・営農指導事業分配賦後税引前当期利益）での収支均衡  ※ 達成したJAは、各部門に配賦している営農指導事業分配賦額を農業関連事業に全額配賦した後の純損益段階での収支均衡を目標とする。

※ 将来的にもJAの総合事業を堅持するため、信用・共済事業利益に過度に依存しない経営体質をめざすためのもの。

## JA花巻「第4次中期計画における経営基盤強化策について（2019.2）より

### II JAいわてグループ組織のあり方検討判断基準の設定について

#### ○基準設定の背景

H20年5月の広域合併以後、JAいわてグループ経営健全化計画（H20～29年度）を策定し全国支援（資金贈与58億円、劣後ローン23億円）を受け、全国連監視下のもと昨年度を持って当初計画を達成した。  
H30年度からは、総合事業の堅持に向けたJA経営基盤の確立・強化にグループ一丸となって取り組むために「JAいわてグループ共通の取り組み」を決定し、県下各JAにおいて自己改革に取り組んでいる。  
なお、最近の環境悪化や過去の経過も踏まえ、昨年10月19日開催のJA岩手県中央会理事会において「JAいわてグループ組織のあり方検討判断基準」を決定し、基準値に1つでも該当するJAが発生した場合には、JAいわてグループの組織のあり方（合併）について、具体的検討を進めることを決定した。

#### ○判断基準

次のどれか1つに該当するJAが発生した場合（※1,2,3）、体制整備のうえ、JAいわてグループの組織のあり方について、具体的検討をすすめていくものとする。

項目	共通の取り組み目標値	判断基準	JAいわて花巻の状況（H29年度）
①ストレステスト後の自己資本比率	10%以上	2期連続10%未満	13.75%
②不良債権比率	3%以内	2期連続3%超	2.84%
③事業管理費比率	95%以内	1) 実績値98%以上 ※4 2) 2期連続計画値98%以上（3か年計画値含）	91.2%
④販売品販売高	H27年度（2016年度）末実績以上	3期連続減少かつH27年度比10%以上減少 ※5	233億74百万円
⑤信用・共済事業損益	信用・共済の各事業は、店舗別で純損益段階での収支均衡	信用事業または共済事業の純損益段階でマイナス	信用：2億26百万円 共済：4億80百万円

※1：判断対象年度は、平成30年度からとする。

※2：対象数値については、実績値は決算確定数値をもって算出するほか、計画値については、JA事業計画（総（代）会資料）数値をもって算出する。

※3：より迅速な対応を可能とするため、上半期実績等の状況も把握する。

※4：実績値98%以上は、1期で該当。

※5：販売品販売高の基準に該当した場合、対象JAおよび県域において状況等を確認し、特別な要因（異常気象や甚大な自然災害等）に因るときは、適用しないものとする。

・合理化を促す金融政策、金利政策

「地域金融強化のための特別当座預金制度」(2020年11月10日から)

…日銀の会員である地域金融機関を対象とする制度だが、12月25日に制度を更新し「日本銀行の取引先ではない協同組織金融機関(農協、信金、労金など)は、それぞれの系統中央機関経由で制度の利用を可能」とした

… 「地域金融機関が将来にわたり地域経済をしっかりと支え、金融仲介機能を円滑に発揮していくための経済基盤の強化を資する観点から、金融システムの安定確保のための政策として、一定の要件を満たした先に対し、補完当座預金制度に基づく付利に加え、当座預金残高について追加的な付利を行う制度を導入する」

…一定の条件として「収益力強化・経費削減」⇔「地域からの撤退」が促進さえる

➡地域の生存権を積極的に奪う「憲法違反」の政策では?

➡とはいえ、まだまだ地域の生存権を守る農協

…メガバンクでは不測の事態には耐えられない…実際に家族の「相続」を通じて感じたこと

### 3. 協同組合金融の維持・発展にむけて考えること

…組合員による意思決定、組合員一人ひとりの自覚と行動をどう作っていくか

・廃止計画の「ガソリンスタンド」を継続させた、農家組合員主体の取り組みから考える

…協同組合らしい信用事業を追求するために

・基本は協同組合の構成員の判断だが、それを阻害する政策の転換がどうしても必要

…政策転換の根拠は「憲法」

・財界による「農協解体攻撃」のなかで、准組合員規制を退けた論拠の一つは「財産権」

・TPPの問題も「公共や生存権を侵すもの」として共同の反対運動が広がった

・「連合」などが進めた、労働者と農民を分断する攻撃をはね返す運動を振り返って

・「地域金融機関」の存在意義のなかで、政府に地域の「生存権」という視点が座っていないことが問題

・行政は年金を現金で家まで届けてくれはしない。生存権を保障する支店の維持にむけて特別な支援をすることが、地域金融政策の役割ではないか

以上